

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第5・6・20号祖師谷公園

2 理由

本公園は、世田谷区の西部に位置する面積約 53.3 ヘクタールの総合公園であり、約 10.1 ヘクタールが都立公園や区立公園として開園し、都民に親しまれている。

「世田谷区都市整備方針 第二部「地域整備方針」（平成 27 年 4 月）」において、本公園が位置する砧地域および烏山地域は、「安全で災害に強いまちをつくる」こととされ、都市計画道路補助第 54 号線（以下、「補助 54 号線」という。）等の沿道は、後背の住環境と調和を図りつつ、住宅と店舗などが共存するとともに、延焼遮断帯を形成する防災性の高い土地利用を目指すとなっている。

また、「世田谷区みどりの基本計画」（平成 30 年 4 月）においては、本公園は、みどりの拠点として位置付けられており、本公園の一部は、東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例）に基づく避難場所とされているほか、運動広場は、「東京都地域防災計画 震災編（令和 5 年修正）」において、医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地および災害時臨時離着陸場候補地に指定されており、防災上の機能の担保が重要である。

一方、本公園は、補助 54 号線と重複する区域があり、都市施設の整合を図る必要がある。

今回、本公園へのアクセス向上による地域の防災性の向上等が期待される補助 54 号線の事業進ちょくに伴い、重複する 0.14 ヘクタールの区域を削除するとともに、本公園に隣接し供用している区域等 0.20 ヘクタールの区域を追加する都市計画変更を行うものである。

なお、面積を精査した結果、錯誤があったため併せて修正する。